

○農林水産省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、元号を改める政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

元号を改める政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）
第五条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十一号様式及び別記第二十二号様式中「長濶」を「長濶」に改める。

別記第二十五号様式及び別記第二十六号様式中「平成」を削る。

別記第二十八号様式から別記第三十号様式まで及び別記第三十二号様式から別記第三十六号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

附 則

第一条 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。